

按ずるに、本案の二件はいずれも日本
國憲法の施行に伴う必要な措置であ
つて、別支障の虞を認めない。よつて
本案の二件はこの儘これを可決され
て然るべきものと思料する。

昭和三十二年四月二十五日

枢密院書記官長 諸橋 襄

枢密院議長 清水 澄殿

昭和三十二年四月三十日 會議議案

昭和三十一年四月十四日 決議
昭和三十一年五月二日 公布
勅令第二百三十三號

枢密院官制及事務規程等の廢止に関する勅令

凡そ枢密顧問の諮詢を経て、枢密院官制及事務規程等の廃止に関する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

勅令第 号

左に掲げる勅令は、昭和二十二年五月二日限り、これを廃止する。

枢密院官制及事務規程

昭和二十一年勅令第百九十八号（枢密院事務官に関する勅令）

附則

枢密院廃止に伴う残務整理に関する事務は、内閣総理大臣の定めるところにより、その所管部局において、これを掌る。

枢密院官制及事務規程等の廃止に関する
勅令審査報告

謹で、今回御諮詢の枢密院官制及事務規程等の
廃止に関する勅令を審査するに、本件の勅令は、
來る五月三日を以て施行せられ、改正憲法の
趣旨に則り、枢密院廃止に伴う措置として、(一)枢
密院官制及事務規程並びに昭和二十一年勅令
第五百九十八号(枢密院事務官)に関する勅令は、五
月二日を限り、これを廃止し、(二)枢密院の残務
整理事務は、内閣総理大臣の定めるところによ
り、その所管部局が掌る(附)ことと爲すものであ
り、つて、別に支障の虞を認めない。よつて、本件は、こ

の儘これを可決せられて差支えないものと思料
す。

和二十二年四月二十四日

枢密院書記官長 諸橋 襄

枢密院議決清本登載